



近畿局は福井県に対し、旧 今立町商工会（現 越前市商工会）が不正受給を行っていた補助金の交付決定の一部を取り消し、当該補助金分の返還請求等を行った（返還金額6,689千円）。\*一部自主返還分含む。

② 再発防止検討

近畿局は福井県に対し、文書により、注意を促すとともに、再発防止を講ずるよう求めた。

(2) 越前市商工会に対する措置

○ 補助金交付等停止措置

経済産業省は越前市商工会に対し、20年10月3日から24か月の補助金等の交付停止及び委託契約の非締結を通知。

また、商工会の指導団体である全国商工会連合会を通じ、越前市商工会に対し、今回の件を踏まえ、商工業者の支援機関として相応しい運営の究明を求めるとともに、今後、善処すべき点が判明した場合には遅滞なく報告するよう求めた。

(3) 全国商工会連合会に対する措置

中小企業庁は全国商工会連合会に対し、本件事案に鑑みた各商工会における事業執行状況の適正性の徹底的な調査を指示した。また、再発防止のための注意喚起並びにその徹底を図るための対応を求めた。

(本発表資料のお問い合わせ先)

中小企業庁経営支援課小規模企業政策室長 桜町 道雄

担当者： 刀禰、荒井（敏）、江沢

電 話：03-3501-1511（内線5331～8）

03-3501-2036（直通）